

(別記様式第 1 号)

計画作成年度 (変更年度)	令和 4 年度 (令和 6 年度)
計 画 主 体	山 口 市

山口市鳥獣被害防止計画 (変更)

＜連 絡 先＞

担 当 部 署 名	山口市農林水産部農業振興課
所 在 地	山口市亀山町 2 番 1 号
電 話 番 号	0 8 3—9 3 4—2 6 6 6
F A X 番 号	0 8 3—9 3 4—2 6 5 1
メールアドレス	n-shinkou@city.yamaguchi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	サル、イノシシ、ノウサギ、タヌキ、ツキノワグマ、アナグマ、ハト類、ヒヨドリ、スズメ、カラス、サギ類、カモ類、シカ、カワウ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン
計画期間	令和５年度～令和７年度
対象地域	山口市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する資金的な方針

(１) 被害の現状（令和３年度）

鳥獣の種類	被害の状況		
	品 目	被害数値	
サル	水稲、いも類、野菜、果樹	0.71ha	1,543 千円
イノシシ	水稲、いも類、マメ類、野菜、果樹	10.22ha	12,238 千円
	造林木	0.00ha	0 千円
ノウサギ	果樹、造林木	0.02ha	30 千円
タヌキ	野菜	0.10ha	174 千円
ツキノワグマ	果樹、養蜂	0.01ha	360 千円
アナグマ	野菜	0.00ha	0 千円
ハト類	水稲、野菜	0.00ha	0 千円
ヒヨドリ	野菜、果樹	0.03ha	115 千円
スズメ	水稲	0.00ha	0 千円
カラス	麦類、果樹	0.08ha	692 千円
サギ類	水稲、アユほか	0.00ha	0 千円
カモ類	水稲	0.00ha	0 千円
シカ	造林木	0.00ha	0 千円
カワウ	アユほか	不明	不明
アライグマ	野菜	0.00ha	0 千円
ヌートリア	水稲ほか	0.01ha	5 千円
ハクビシン	野菜、果樹	0.00ha	0 千円
合 計		11.18ha	15,157 千円

資料：令和３年度山口市野生鳥獣による農林業被害状況調査

※ 被害数値の合計は、カワウを除く。

(２) 被害の傾向

- ・市全体の被害額のうち、サル及びイノシシによるものが大部分を占め、サルについては全体被害額の１０％、イノシシについては全体被害額の８１％を占めている。サル、イノシシについては、民家周辺に出没することもあることから、日常生活上の被害や人身被害を不安視する声もある。また、特定外来生物の増加による農作物被害も

発生している。

- ・サルについては、令和4年7月に小郡地域において民家等に侵入し、人に危害を加えるなどの甚大な被害が発生した。近年では市内北部地域を中心とした山間部や農地での農作物被害に加え、市内各地で市街地や住宅地への出没が増加していることから、日常生活上の被害や人身被害が危惧されている。
- ・イノシシについては、市内全域で被害が発生している。秋の水稲の踏み倒し、畦畔の掘り起こしにいたっては、ほぼ通年被害が発生している。また、近年は日中、住居集合地域への出没が増加しており、民家の敷地に侵入し、庭や花壇等を掘り起こすなどの被害も発生している。
- ・シカについては、目立った被害は発生していないが、目撃情報が増加しており、県西部から生息域が拡大している。
- ・鳥類については、カラスに加え、近年、ヒヨドリによる野菜及び果樹を中心とした農作物被害が発生している。また、カワウやサギ類については、市内はもとより、近隣の市町の河川へ飛来し、アユ等への被害が懸念されている。
- ・ヌートリアについては、市内全域で生息域が拡大しており、水稲などの被害が発生している。強い繁殖力を持っていることから今後も農作物被害の増加が予想される。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標（現状値）		目標値					
	（令和3年度）		（令和5年度）		（令和6年度）		（令和7年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
サル	0.71ha	1,543千円	0.64ha	1,389千円	0.57ha	1,236千円	<u>0.57ha</u>	<u>1,236千円</u>
イノシシ	10.22ha	12,238千円	9.20ha	11,014千円	8.19ha	9,803千円	<u>8.19ha</u>	<u>9,803千円</u>
ノウサギ	0.02ha	30千円	0.02ha	27千円	0.02ha	24千円	0.01ha	21千円
タヌキ	0.10ha	174千円	0.10ha	156千円	0.08ha	139千円	0.07ha	121千円
カラス	0.08ha	692千円	0.07ha	623千円	0.06ha	554千円	<u>0.06ha</u>	<u>554千円</u>
カワウ	不明	不明	減少に向け取り組む		減少に向け取り組む		減少に向け取り組む	
ハト類	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円
スズメ	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円
ヒヨドリ	0.03ha	115千円	0.03ha	104千円	0.02ha	92千円	0.01ha	80千円
サギ類	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円
カモ類	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円
アナグマ	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円
シカ	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円
アライグマ	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円
ヌートリア	0.01ha	5千円	0.01ha	4千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円
ハクビシン	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円
ツキノワグマ	0.01ha	360千円	0.01ha	324千円	0.01ha	288千円	0.01ha	251千円
合 計	11.18ha	15,157千円	10.08ha	13,641千円	8.95ha	12,136千円	<u>8.92ha</u>	<u>12,066千円</u>

※1 現状値及び目標値の被害金額の合計は、カワウを除く。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・有害鳥獣の円滑かつ効率的な捕獲等を推進するために設置した山口市有害鳥獣捕獲対策協議会が、捕獲等に従事する捕獲隊員を選出するとともに、有害鳥獣捕獲隊を編成し捕獲を実施。また、一部の地域ではあるが、サルの捕獲のみを目的とした捕獲隊を編成し、サルの捕獲を実施。 ・捕獲隊が実施する有害鳥獣の捕獲、イノシシ、サルの囲いわな・箱わなの設置や、捕獲体制の確立、捕獲隊の育成及び運営を支援することにより、捕獲を推進。 ・有害鳥獣による人身被害の恐れがある場合等の緊急対応として、民間隊員を登用した山口市鳥獣被害対策実施隊を設置。	・現在の体制で適切に実施されているが、高齢化により隊員が減少（特に銃猟者）してきているため、担い手の育成・確保が必要である。 ・捕獲従事者の高齢化等により捕獲鳥獣の処理の負担が課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	・サルを農地から追い払うため、放棄果樹の除去、モンキードッグの導入、牛の放牧（山口型放牧）による緩衝帯の整備、各種調査や研修会の開催等を実施。 ・国交付金事業による集落防護柵（金網柵、ワイヤーメッシュ柵、電気柵等）の設置。 ・市の補助による防護柵等の設置、追い払い、集落ぐるみでの被害防止にかかる研修会等の開催。	・サルについての主な取組は、任意団体である仁保地区鳥獣被害対策協議会によるものであり、今後は、同協議会の取組をモデルケースに、他地区における地元の鳥獣被害対策協議会の設立等への助言及び指導が必要である。 ・防護柵設置の効果を高めるよう集落内及び集落間の連携などにより、広範囲にわたる設置が望ましい。 ・高齢化や人口減少が進んだ地域における防護柵等の適切な維持管理が困難である。

生息環境 管理その他 の取組	・地域ぐるみで取り組む鳥獣被害防止対策にかかる研修会を実施。 ・鳥獣被害対策マニュアルの冊子の作成、住民への配布。	・一部地域では研修会を実施し積極的な鳥獣被害防止対策に繋がっているが、被害を受けている他地域に対する被害防止対策にかかる研修会等の開催や意識醸成が必要である。
----------------------	--	---

(5) 今後の取組方針

・鳥獣被害を防止するための基本的な考え

野生鳥獣による農林水産物被害を防止するため、関係機関や専門家の意見等を参考にしながら、生息状況・被害状況・防止対策の実状を的確に把握して、住民自らによる被害防止対策を構築するとともに、鳥獣とのすみ分け・共生・個体維持を基本とした被害防止体制を講じる。

また、令和4年7月に小郡地域において発生したサルによる人身被害の教訓を生かして、市街地や住宅地で野生鳥獣による人身被害を発生させないために、地域住民・市をはじめ、県・警察や地元猟友会などの関係機関と連携して、被害防止対策を実施していく。

・鳥獣被害を防止するための対応方針

サルについては、人里から遠ざけることを基本方針とし、関係機関や専門家、自立した地域の対策協議会と連携しながら、被害状況の把握に努め、地域住民によるサルの防除体制を構築するとともに、他県の優良事例を参考に被害対策を展開して被害拡大を防ぐ。特に、人馴れや定着をさせないため、餌付けの禁止を徹底するとともに、意図しない餌付けにも繋がる恐れのある放置された農作物や果樹の除去の徹底を図る。また、出没を繰り返す前に追い払いを実施することが重要であるため、地域住民を対象に専門家等による被害防止対策の実践に向けた研修会等を開催する。農作物被害が拡大する地域においては、捕獲に成果が出ている大型捕獲檻の設置や、複合柵の導入を推進するとともに、サルを遠ざけるための緩衝帯の整備を検討する。

イノシシ等獣類については、金網柵、ワイヤーメッシュ柵、電気柵及びネット等の設置により被害防止を図る。特に、被害が新たに発生する可能性の高い地域を中心に、防護対策・捕獲対策・生息地管理の3つを総合的に進めていく。また、カワウ等鳥類については、追い払いを推進するとともに、防鳥ネット及びテグス張り等、防護対策のより一層の推進を図り、被害の低減に努める。

・捕獲による個体数の調整

捕獲については、円滑かつ効率的な捕獲を推進するため、今後も現在の体制を継続するとともに、新たな狩猟免許取得者の増加に努める。

・人身被害の拡大を防止するための対応方針

市街地や住宅地などで鳥獣による人身被害が発生した場合は、市と警察が連携し

て、被害が最小限に抑えられるよう地域住民の安全確保に努めるとともに、情報収集・現地調査などの初動対応を実施し、必要に応じて山口市鳥獣被害対策実施隊によるパトロールを実施する。また、被害が拡大する前の早い段階での捕獲活動が重要であることから、捕獲用わなの設置に加え、麻酔銃による捕獲を検討し、実施する。加えて、人身被害が拡大する場合は、庁内関係部局による「被害防止対策本部及び現地対策本部」を設置し、関係機関と連携して、迅速に対応できる体制強化を図る。

・被害対策を行う人材の育成

近年、農林漁業者の高齢化等により個々での対策が困難になってきており、農林水産物被害や市民安全について、行政に対する被害対策の要望が増加している。今後、県の助成制度を活用した狩猟免許取得者の増加や民間隊員を含む山口市鳥獣被害対策実施隊の充実を図るとともに、地域ぐるみによる被害防止体制の構築を図るため、地域住民を対象に専門家等による被害防止対策の実践に向けた研修会等を開催するなどの支援を行う。

・関係機関との連携

鳥獣被害防止対策の実施に当たっては、専門機関である山口県農林総合技術センター、山口県鳥獣被害相談センターや山口県山口農林水産事務所内の捕獲対策、防除対策の担当部署の助言及び支援を受けて実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・捕獲隊の編成については、山口市有害鳥獣捕獲対策協議会が行い、同協議会が作成した有害鳥獣捕獲計画に基づき、捕獲隊の長が捕獲許可を申請し、許可を得て捕獲を行う。
- ・農業者等の自衛わなによる捕獲許可申請に対する捕獲許可を行うとともに、特定外来生物等の小動物に対する自衛心の醸成を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7	サル、イノシシ、ノウサギ、タヌキ、ツキノワグマ、アナグマ、ハト類、ヒヨドリ、スズメ、カラス、サギ類、カモ類、シカ、カワウ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン	・捕獲隊による有害鳥獣（サル、イノシシ、ノウサギ、タヌキ、アナグマ、カラス、シカ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン）の捕獲に対し奨励金を交付するとともに、対象鳥獣に係る捕獲体制の確立、捕獲隊の運営を支援する。 ・イノシシ、サルの囲いわな・箱わな設置に対して支援を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

- ・サルの捕獲実績は、令和元年度から１７５頭、８１頭、７９頭と推移している。農林作物被害は、捕獲や追い払い等により減少傾向にあるが、高い水準にある。近年は、市街地や住宅地にも出没するなど、日常生活上の被害や人身被害を防止する観点から、積極的に捕獲を行うこととし、捕獲計画数を１５０頭とする。
- ・イノシシの捕獲実績は、令和元年度から２，０５８頭、２，３１３頭、２，３７４頭（うち有害捕獲分１，６９２頭、１，７７４頭、１，６９７頭）と推移しており、捕獲隊の協力のもと年々増加している。農林作物被害は、捕獲数の増加や防護柵等の設置により減少傾向にあるが、依然高い水準にある。近年は、住宅地周辺に出没するなど、日常生活上の被害や人身被害を防止する観点から、引き続き積極的に捕獲を行うこととし、捕獲計画を２，４５０頭とする。
- ・ノウサギの捕獲実績は、令和元年度から２６羽、２０羽、２９羽と推移している。造林幼齢木被害が発生していることから、引き続き捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を５０羽とする。
- ・タヌキの捕獲実績は、令和元年度から１１３頭、１１７頭、１２８頭と推移している。農作物被害は減少傾向にあるものの、野菜及び果樹への被害が発生していることから、引き続き捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を２５０頭とする。
- ・カラスの捕獲実績は、令和元年度から６４羽、３８羽、４４羽と推移している。毎年、農作物被害が発生していることに加え、畜産業への被害が発生していることから、引き続き捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を８０羽とする。
- ・カワウの捕獲実績は、令和元年度から２８羽、１７羽、５６羽と推移している。近年、水産物被害は増加傾向にあり、特に春に放流した稚アユや遡上アユ及び秋の落ちアユ等への食害は深刻化していることから、引き続き捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を７０羽とする。
- ・ハト類、スズメ、ヒヨドリ、サギ類の捕獲実績は、令和元年度から１３羽、９羽、１６羽と推移している。毎年、農作物被害が発生し、特にヒヨドリについては、野菜及び果樹への被害が発生している。また、ハト類においては、糞による日常生活上の被害も報告されていることから、引き続き捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を各３０羽とする。
- ・カモ類の捕獲実績はないが、捕獲の要望や許可申請もあることから、今後、捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を２０羽とする。

- ・アナグマの捕獲実績は、令和元年度から４１頭、３０頭、２６頭と推移している。近年、目立った農作物被害報告はないが、住宅地周辺での日常生活上の被害の相談も寄せられ、捕獲の要望や許可申請も多いことから、捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を１００頭とする。
- ・シカの捕獲実績は、令和元年度から３頭、１６頭、１９頭と推移している。近年、造林木への被害があり、目撃情報も増加しており、県西部から生息域が拡大する前の早期の対策が必要であることから、捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を５０頭とする。
- ・アライグマの捕獲実績は、令和元年度から２２頭、４０頭、２７頭と推移しており、それ以前と比較して増加傾向にある。農林産物被害は報告されていないが、今後、農林産物被害及び日常生活上の被害が懸念されるため、早期の対策が必要であることから、捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を１００頭とする。
- ・ヌートリアの捕獲実績は、令和元年度から４７１頭、４４８頭、４２２頭と推移しており、高い水準で捕獲を続けている。近年、生息域を拡大し、農作物被害も報告され、今後、農作物被害及び日常生活上の被害が懸念されるため、引き続き捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を４８０頭とする。
- ・ハクビシンの捕獲実績は、令和３年度に３頭あるが、今後、農林産物被害及び日常生活上の被害が懸念されるため、早期の対策が必要であることから、捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を１０頭とする。
- ・県内に生息するツキノワグマは、環境省レッドデータブック「絶滅のおそれのある地域個体群」、レッドデータブックやまぐち「絶滅危惧Ⅱ類」として記載され、県策定の「第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画」により保護管理されていることから、捕獲目標は設定しない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	５年度	６年度	７年度
サル	１５０頭	１５０頭	１５０頭
イノシシ	２，４５０頭	２，４５０頭	２，４５０頭
ノウサギ	５０羽	５０羽	５０羽
タヌキ	２５０頭	２５０頭	２５０頭
カラス	８０羽	８０羽	８０羽
カワウ	７０羽	７０羽	７０羽
ハト類	３０羽	３０羽	３０羽
スズメ	３０羽	３０羽	３０羽
ヒヨドリ	３０羽	３０羽	３０羽

サギ類	30羽	30羽	30羽
カモ類	20羽	20羽	20羽
アナグマ	100頭	100頭	100頭
シカ	50頭	50頭	50頭
アライグマ	100頭	100頭	100頭
ヌートリア	480頭	480頭	480頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
・狩猟期間を除き（鳥獣保護区、休猟区については、狩猟期間を含む）、銃器・わなを用いた有害鳥獣の捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
山口市全域	・サル、イノシシなどの有害鳥獣の捕獲許可については、山口県の事務処理の特例に関する条例に基づき、既に山口市へ権限委譲されている。

4. 防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
サル イノシシ シカ	電気柵等 5.0 km	電気柵等 5.0 km	電気柵等 5.0 km
	金網柵 10.0 km	金網柵 10.0 km	金網柵 10.0 km
	ワイヤーメッシュ 20.0 km	ワイヤーメッシュ 20.0 km	ワイヤーメッシュ 20.0 km

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
サル イノシシ シカ	・設置者や管理者に対して、定期的な見回り・点検の実施と、草刈りや必要な修繕などの適切な管理がされるよう指導する。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

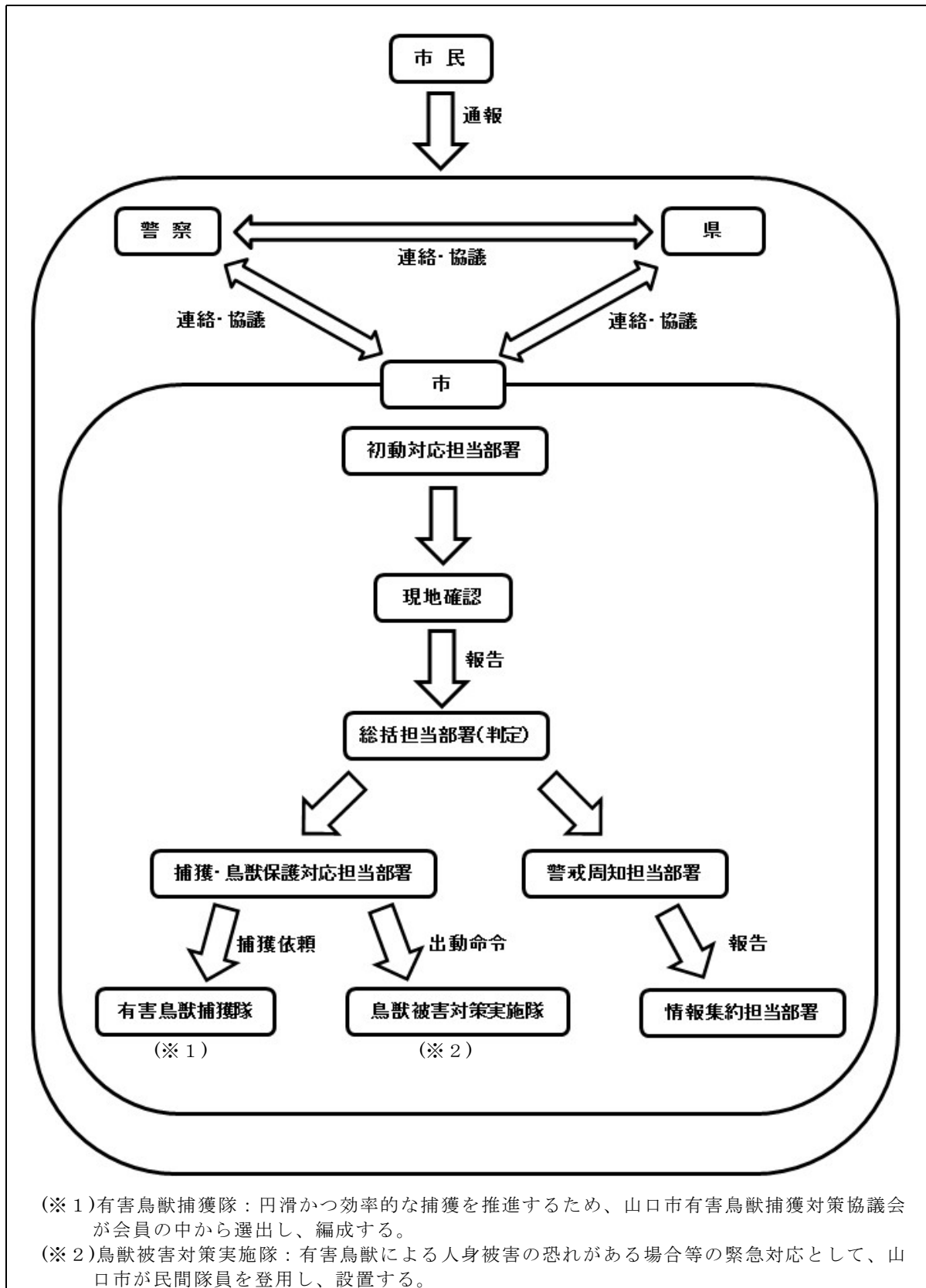
年度	対象鳥獣	取組内容
5～7	サル イノシシ ヌートリア	・サルについては、モンキードッグの導入（養成、追い払い活動、人材育成）、牛の放牧による緩衝帯の整備などを促進するとともに、放棄果樹等の除去の徹底や追い払い活動など被害防止対策の実践に向けた研修会等を開催し、サルを人里から遠ざける様々な取組を実施する。 ・イノシシについては、防護柵の設置、被害防止のための研修会等を開催する。 ・ヌートリアについては、山口県ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づき、ヌートリア・アライグマ捕獲従事者養成講習会を必要に応じて実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

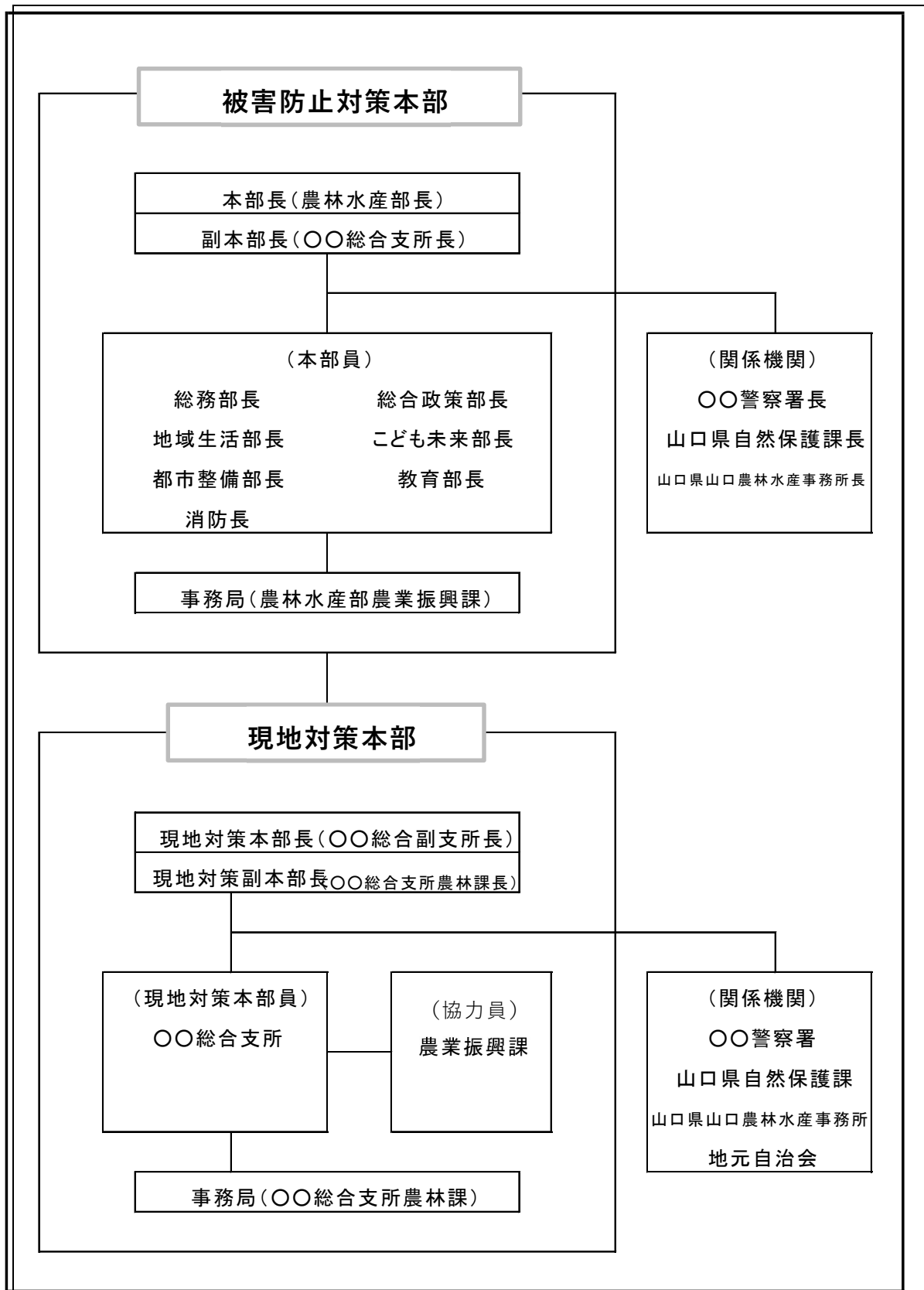
（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山口市	情報収集、現地調査、連絡調整、住民への注意喚起、パトロール、保護、山口市鳥獣被害対策実施隊の出動、麻酔銃による捕獲
山口県	情報収集、連絡調整、技術的助言
有害鳥獣捕獲隊	捕獲、保護、パトロール
鳥獣被害対策実施隊	緊急時における捕獲、保護、パトロール
山口県山口警察署・山口南警察署	連絡調整、パトロール、住民への注意喚起、捕獲等の応援

(2) 緊急時の連絡体制



(3) 被害防止対策本部等組織図（参考）



※被害発生地域によっては、被害防止対策本部等の組織体制は変更する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲した有害鳥獣は、原則として、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととする。また、捕獲従事者の負担軽減を図るための捕獲鳥獣の処理方法について検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	一部の捕獲者がイノシシを食肉として自家利用されている。民間団体等の協力を得ながら食肉としての利活用を検討する。
ペットフード	民間団体等の協力を得ながら有効利用方法を検討する。
皮革	民間団体等の協力を得ながら有効利用方法を検討する。
その他 (油脂、骨製品、 角製品、動物園等 での体給餌、学術 研究等)	民間団体等の協力を得ながら有効利用方法を検討する。

(2) 処理加工施設の実取組

- ・市内には民間事業者の処理加工施設があるが、まずは可能な範囲で捕獲した鳥獣の利活用を促進する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実取組

- ・民間団体等の協力を得ながら有効利用のための人材育成について検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	山口市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関等の名称	役割
山口市農林水産部長	会長
山口県農業協同組合	農林水産業それぞれの立場から、有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山口県農業共済組合	
榎野川漁業協同組合	
阿武川漁業協同組合	
佐波川漁協協同組合	
山口県中央森林組合	
山口市農業委員会	

山口県山口猟友会	有害鳥獣捕獲隊として捕獲を行う。
山口県吉南猟友会	
小郡有害鳥獣捕獲隊	
秋穂有害鳥獣捕獲隊	
阿知須有害鳥獣捕獲隊	
山口県徳地猟友会	
山口県阿東地区猟友会	
吉山有害鳥獣駆除協会	被害地域の適正管理及び被害防除対策を実施する。
地元生産者等による鳥獣被害対策組織	
山口県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護区に関する業務を行う。
山口警察署	人身被害の防止を行う。
山口南警察署	
山口森林管理事務所	有害鳥獣関連情報の提供や助言を行う。
山口市農林水産部農業振興課、徳地農林課、阿東農林課、小郡農林課、秋穂農林土木課、阿知須農林土木課	事務局を担当し、施策の立案、事業進行管理のほか、協議会に関する連絡、調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県山口農林水産事務所	施策の立案、対策の指導助言
山口県農林総合技術センター	情報提供、技術指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員及び民間隊員による山口市鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣による人身被害を及ぼす恐れがある場合等の緊急対応、有害鳥獣の捕獲推進や、防護柵の整備推進などの鳥獣被害防止対策を行い、農林水産物への被害防止に取り組んでいる。 令和7年1月1日現在隊員数：113名（内 行政隊員13名、民間隊員100名）。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- サルの被害防止対策については、これまで仁保地区鳥獣被害対策協議会が集落活動として実施し、培ってきた先進的な取組のノウハウを活かしながら、各地区の被害対策協議会等の設立への助言や連絡調整などを行い、市全体が一体感を持って鳥獣被害防止対策に効果的に取組む体制を整備していく。 - また、イノシシやシカの被害対策研修や、鳥類に関する追い払い研修のほか、ヌートリア・アライグマ捕獲従事者養成講習会などを必要に応じて実施する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・野生獣類の農林水産作物被害の軽減のためには、防護柵・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本として、被害を受けている地域が問題意識を持って、地域活動として被害対策に取り組む必要がある。また、有害鳥獣捕獲の担い手の確保や育成に対する取組が必要である。